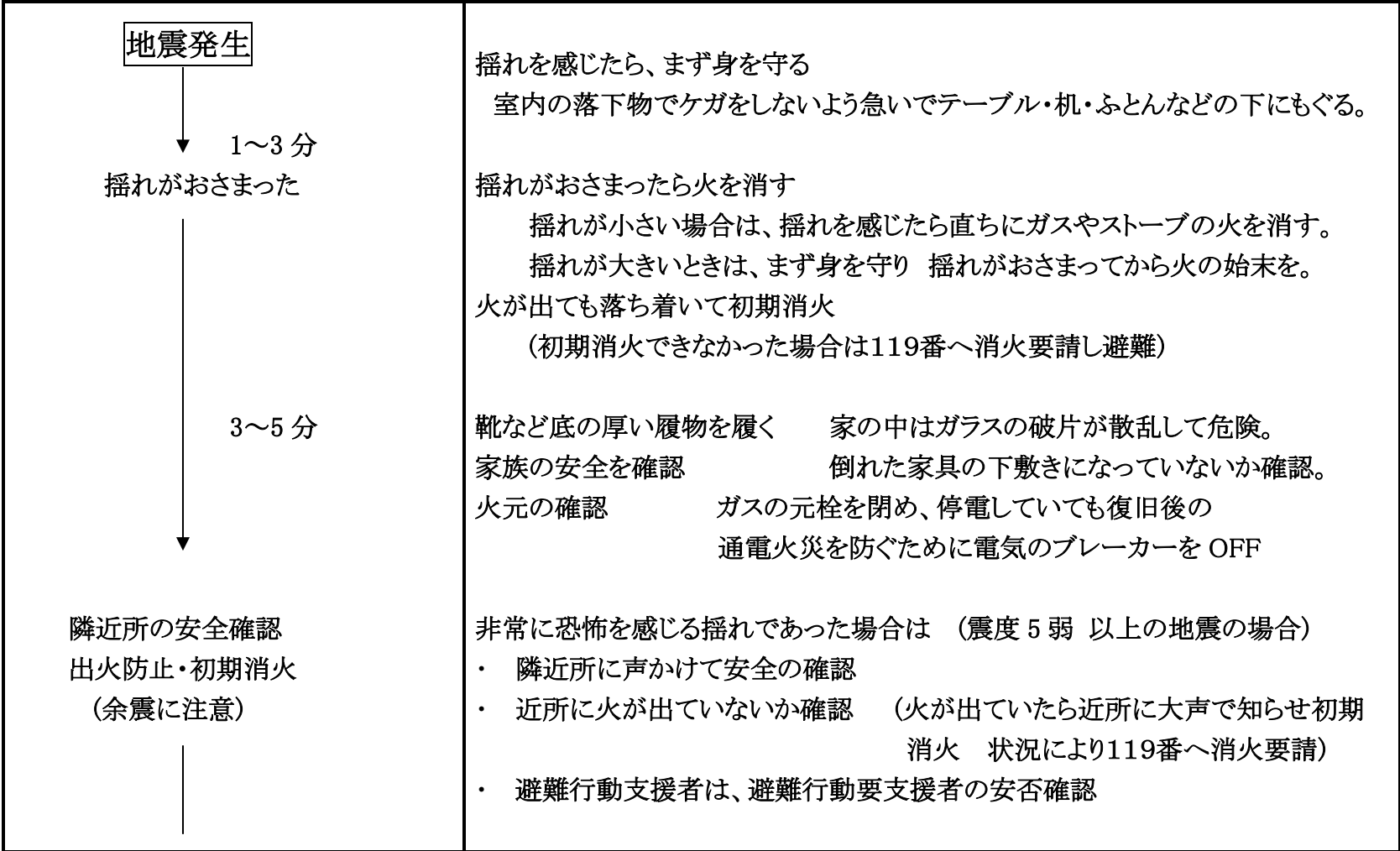


小糸南自治会 防災部 行動手順書		作成・改訂
		2024年 3月 改訂
No.3	個人(家族)の地震発生時行動 その2-1	



No.3

個人(家族)の地震発生時行動 その2-2

10分



「一時避難場所」へ避難

指定された「一時避難場所」へ避難
その時、電気のブレーカー OFF そして 念のため、ガスの元栓 閉 を確認。
防犯上、戸締りをして

避難時、非常持ち出し品の携帯を忘れずに。

避難行動支援者は、避難行動要支援者の避難支援を行う

一時避難場所で避難誘導班員に次の報告をする
「救助を必要とする在宅者の有無」「世帯人数と安否確認人数」「住居損壊の
状況」そして「避難施設へ避難希望人数」

一時避難場所へは、自身が安全な状況であっても避難誘導班員に無事であることを報告するために集合してください。報告が無ければ避難誘導班員は不明者として要救助者対象と判断しますので。

但し、怪我など何らかの事由で一時避難場所への移動が困難な場合は、無事であることを知らせるため、目印として玄関門扉等に「安否確認タオル」を結んでおいてください。

玄関門扉等の安否確認タオルの有無で「安否確認」を判断します。